

諮問日：令和5年1月18日（令和4年度（情）諮問第27号）

答申日：令和5年7月19日（令和5年度（情）答申第6号）

件名：広島地方裁判所における判例集等に掲載される裁判に関する取扱いが記載されている文書の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「判例・裁判例集に掲載される裁判に関し、その選定基準（掲載すべき裁判と掲載すべきでない裁判の別やその判定方法や選定手続き等）など、関係する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等のほか、その取扱いに関する事項（作業・協力等の要請・依頼、望まれる考え方姿勢等の提示・要望などを含む。）が記載されている文書（書簡、電子メール・掲示板の類、マニュアル・教材の類を含む。）。」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、広島地方裁判所長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、広島地方裁判所長が令和4年11月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、自ら何の目安も設けておらず、また外からも何ら指示はおろか考え方の提示等も受けていないということなのか、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答である。判例集掲載の裁判例が組織的に選定される建

前にもかかわらず、組織として何の目安も存在しないのは不自然である。裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理する電算データベースが存在し稼働している場合に関する文書など、開示申出に係る文書の探索が不十分だったと考えられるため、改めて念入りに再探索した上、該当文書全ての開示を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 広島地方裁判所は、本件開示申出の内容について、「広島地方裁判所で刊行している判例・裁判例集及び広島地方裁判所がウェブサイト上に掲載している裁判例（以下「判例集等」という。）について、判例集等の刊行又は掲載に関する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール、J・NETポータル掲載文書、マニュアル及び教材の類を含む。）。」と整理し、探索を行ったところ、原判断で開示済みの文書を除いて本件開示申出に係る文書は存在しなかった。

2 まず、苦情申出人は、下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関し、自ら何の目安も設けておらず、また外からも何ら指示はおろか考え方の提示等も受けていないということなのか、それらしき名称の文書が見当たらないことから、実質ゼロ回答であるなどと主張する。

この点、広島地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はなく、広島地方裁判所の文書の探索結果は、1のとおりである。

3 次に、苦情申出人は、裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理している電算データベースが存在し稼働している場合は、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。

この点、そもそも裁判所において、全ての裁判例を管理する事務は行っておらず、全ての裁判例データを総合的に管理している電算データベースは、裁判所に存在しない。

なお、裁判所においては、判例等登録システムを利用しているが、同システムは、裁判所ウェブサイトに掲載することとした裁判例をPDF形式で登録し、

同サイトに掲載（反映）するためのツールにすぎず、全裁判例を総合的に管理するものでもない。

したがって、同システムは、苦情申出人の主張するようなシステムには当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年1月18日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年3月17日 苦情申出人から意見書（同月13日付け）提出
- ④ 同年6月2日 苦情申出人から意見書（同年5月30日付け）提出
- ⑤ 同年6月16日 審議
- ⑥ 同年7月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 広島地方裁判所は、本件開示申出について、「広島地方裁判所で刊行している判例・裁判例集及び広島地方裁判所がウェブサイト上に掲載している裁判例（以下「判例集等」という。）について、判例集等の刊行又は掲載に関する取扱いを定めた要領・通達、事務連絡等及びその取扱いに関する事項が記載されている文書（書簡、電子メール、J・NETポータル掲載文書、マニュアル及び教材の類を含む。）。」と整理したとのことである。本件開示申出書及び令和4年7月15日付け補正書の記載を踏まえれば、広島地方裁判所が本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的であり、上記整理を前提に特定された本件対象文書が本件開示申出文書に該当することについては、これを不合理とする理由もない。
- 2 苦情申出人は、下級裁判所判例速報集以外の判例・裁判例集に掲載すべき裁判の選別に関して目安が存在しないのは不自然であり、文書の探索が不十分

であったなどと主張する。しかし、広島地方裁判所が独自に刊行物として刊行している判例・裁判例集はない旨の最高裁判所事務総長の説明は、判例集又は裁判例集の性質を踏まえれば、首肯することができ、本件対象文書以外に掲載裁判の選別に関する文書が存在しないとしても不合理とは言えない。

また、苦情申出人は、本件対象文書以外にも本件開示申出文書が存在すると指摘し、裁判所組織内で全裁判例データを総合的に管理している電算データベースが存在し稼働している場合は、これに関する文書の探索が不十分である旨主張する。この点については、裁判所において全ての裁判例を管理する事務を行っておらず、全ての裁判例データを総合的に管理している電算データベースは存在しない旨の最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、苦情申出人が主張するようなデータベースやそれに関する文書が存在するともうかがわれない。そのほか、広島地方裁判所において、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。したがって、広島地方裁判所においては、本件対象文書のほか、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、広島地方裁判所において本件対象文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 平成29年2月17日付け最高裁判所事務総局広報課長等事務連絡「下級裁判所判例集に掲載する裁判例の選別基準等について」
- 2 平成31年2月27日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等の基準について」
- 3 令和元年11月20日付け最高裁判所事務総局広報課長事務連絡「下級裁判所裁判例速報に掲載する裁判例の仮名処理等について」
- 4 平成29年3月30日付け広島地方裁判所事務局総務課長事務連絡「裁判所ウェブサイト「裁判例情報」掲載要領の改定について」